

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案等  
に対する再意見提出者の一覧

(受付順、敬称略)

再意見提出者(計5件)				
受付	再意見受付日	再意見提出者	代表者氏名等	
1	平成 30 年 12 月 1 日	個人	—	—
2	平成 30 年 12 月 13 日	東日本電信電話株式会社	代表取締役社長	井上 福造
3	平成 30 年 12 月 13 日	西日本電信電話株式会社	代表取締役社長	小林 充佳
4	平成 30 年 12 月 13 日	KDDI株式会社	代表取締役社長	高橋 誠
5	平成 30 年 12 月 13 日	ソフトバンク株式会社	代表取締役 社長執 行役員 兼 CEO	宮内 謙

## 再 意 見 書

平成 30 年 12 月 1 日

総務省総合通信基盤局  
料金サービス課 あて

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)

電話番号

電子メールアドレス

「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案等」に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

該当箇所	御意見
提出された意見全般	<p>人間が手動での電話交換における「PSTN 及び GSTN（公衆交換電話網）」を廃止し、「NGN（次世代ネットワーク）」における「IP 網（インターネットプロトコル）」での「TCP/IP 及びサブネットマスク」のプロトコルを導入する「SIP サーバー（セッション インテンションプロトコル）」に移行する事には、私は賛成です。具体的には、「ISP（インターネットサービスプロバイダー）」に統合される事と考えます。「固定電話回線及び FAX 電話回線」から来る「INS ネット」での有線 LAN における「PPPoE 及び IPoE」の「イーサネット（Ethernet）」での「光ファイバー（FTTH）」及び「ケーブルテレビ（CATV）」が導入されるので、無線 LAN での「Wi-Fi 回線」の統合が進み「サテライトシステム（通信衛星）」が、導入されると考えます。要約すると、「人工知能（AI）」の構造では、クラウドコンピューティングを基準とし、エッジコンピューティングにおける AI ネットワークでの「API（アプリケーションプログラミングインターフェイス）」を導入していると考えますので、「情報技術（IT）」の分野における IT サイバーセキュリティ対策が、必要と考えます。</p>

再意見書

東経企営第18-149号  
平成30年12月13日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 163-8019  
(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅく  
住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号  
(ふりがな) ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ  
氏 名 東日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 いのうえ ふくぞう 井上 福造

「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案等」に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

区分	他事業者意見	当社意見
電気通信事業法施行規則第二十四条～第二十四条の五)	<p>本省令改正案に賛同します。今後、IP-IP 接続の実現を控えており、また、商用開始から10年経過したNGNの設備更改(又は新たなNGNの構築)等も想定されます。ネットワークや技術基盤の変革期においては、公正競争を確保できる環境の整備が必要であり、環境整備の一環として、本省令改正案は適当と考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「網機能提供計画」制度は公正競争の確保に加え、接続を前提としないネットワークが構築されると、網改造のための多大な時間・費用を要すること等から、円滑な接続に支障が生じないように創設されました。</li> </ul> <p>この点を踏まえて、ソフトバンク殿のご意見にある「設備更改等」について、単純な更改やインターフェースの増速等の単純なアップグレードに該当する様な工事(開発)は円滑な接続に支障が生じるおそれがないことから、届出の対象外であると考えます。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
届出を要しない機能（電気通信事業法施行規則第二十四条の五）	<p>今後ますます重要性が高まるNGNとの円滑な接続を確保するため、ルータ・SIPサーバ等の設備についても「網機能提供計画」制度の対象とする本改正案に賛同いたします。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ KDDI 殿の「今後ますます重要性が高まるNGNとの円滑な接続を確保するため、ルータ・SIPサーバ等の設備についても「網機能提供計画」制度の対象とする本改正案に賛同」とのご意見について、接続を前提として開発された装置であるルータ等は、円滑な接続に支障が生じるおそれがないことから届出の対象外としていただきたいと思います。</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見
<p>経過措置（電気通信事業法施行規則附則第二条）</p>	<p>本附則に記載された「網機能」は、固定電話網のIP網への移行（以下、「PSTNマイグレーション」という。）に係る事業者間協議において議論が行われている「網機能」を対象としています。</p> <p>PSTNマイグレーションに係る「網機能」については、円滑な接続を行うことを目的として、事前に関係事業者間で協議・合意し、関係事業者の意見を反映して構築されるものであり、事前に本改正の主旨を踏まえた対応を行っているものと考えられることから、PSTNマイグレーションに係る経過措置として、当該「網機能」について、第一種指定電気通信設備との接続に支障を生じるおそれがないものとして総務大臣の承認を受けた場合は、届出対象外とすることについて賛同いたします。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ KDDI 殿の「PSTNマイグレーションに係る「網機能」については、円滑な接続を行うことを目的として、事前に関係事業者間で協議・合意し、関係事業者の意見を反映して構築されるものであり、事前に本改正の主旨を踏まえた対応を行っている」とのご意見に賛同いたします。</li> <li>・ なお、今後、同様に事業者間で事前に協議を行い、認識を合わせた上で実現される新たな機能についても、同様に届出の対象外としていただきたいと思います。</li> </ul>

再意見書

西 企 営 第 144号  
平 成 30年 12月 13日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 540-8511  
(ふりがな) おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちょう  
住 所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号  
(ふりがな) にしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしや  
氏 名 西日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 こばやし みつよし 小林 充佳

「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案等」に関し、別紙のとおり再意見を提出します。



区分	他事業者意見	当社意見
電気通信事業法施行規則第二十四条～第二十四条の五)	<p>本省令改正案に賛同します。今後、IP-IP 接続の実現を控えており、また、商用開始から10年経過したNGNの設備更改(又は新たなNGNの構築)等も想定されます。ネットワークや技術基盤の変革期においては、公正競争を確保できる環境の整備が必要であり、環境整備の一環として、本省令改正案は適当と考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「網機能提供計画」制度は公正競争の確保に加え、接続を前提としないネットワークが構築されると、網改造のための多大な時間・費用を要すること等から、円滑な接続に支障が生じないように創設されました。</li> </ul> <p>この点を踏まえて、ソフトバンク殿のご意見にある「設備更改等」について、単純な更改やインターフェースの増速等の単純なアップグレードに該当する様な工事(開発)は円滑な接続に支障が生じるおそれがないことから、届出の対象外であると考えます。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
届出を要しない機能（電気通信事業法施行規則第二十四条の五）	<p>今後ますます重要性が高まるNGNとの円滑な接続を確保するため、ルータ・SIPサーバ等の設備についても「網機能提供計画」制度の対象とする本改正案に賛同いたします。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ KDDI 殿の「今後ますます重要性が高まるNGNとの円滑な接続を確保するため、ルータ・SIPサーバ等の設備についても「網機能提供計画」制度の対象とする本改正案に賛同」とのご意見について、接続を前提として開発された装置であるルータ等は、円滑な接続に支障が生じるおそれがないことから届出の対象外としていただきたいと思います。</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見
<p>経過措置（電気通信事業法施行規則附則第二条）</p>	<p>本附則に記載された「網機能」は、固定電話網のIP網への移行（以下、「PSTNマイグレーション」という。）に係る事業者間協議において議論が行われている「網機能」を対象としています。</p> <p>PSTNマイグレーションに係る「網機能」については、円滑な接続を行うことを目的として、事前に関係事業者間で協議・合意し、関係事業者の意見を反映して構築されるものであり、事前に本改正の主旨を踏まえた対応を行っているものと考えられることから、PSTNマイグレーションに係る経過措置として、当該「網機能」について、第一種指定電気通信設備との接続に支障を生じるおそれがないものとして総務大臣の承認を受けた場合は、届出対象外とすることについて賛同いたします。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ KDDI 殿の「PSTNマイグレーションに係る「網機能」については、円滑な接続を行うことを目的として、事前に関係事業者間で協議・合意し、関係事業者の意見を反映して構築されるものであり、事前に本改正の主旨を踏まえた対応を行っている」とのご意見に賛同いたします。</li> <li>・ なお、今後、同様に事業者間で事前に協議を行い、認識を合わせた上で実現される新たな機能についても、同様に届出の対象外としていただきたいと思います。</li> </ul>

## 再意見書

平成 30 年 12 月 13 日

総務省総合通信基盤局  
料金サービス課 御中

郵便番号 163-8003

住 所 とうきょうとしんじゅくにししんじゅくにちようめさんばんにごう 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏 名 かぶしがいしゃ KDDI 株式会社

だいひょうとりしまりやくしやちよう たかはし まこと  
代表取締役社長 高橋 誠

電話番号

メールアドレス

「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案等」に関し、別紙のとおり再意見を提出します。  
(文中では敬称を省略しております。)

該当箇所	意見
<p>・ 仮に円滑な接続に支障が生じない網機能まで届出対象とした場合、新たな網機能の開発期間が長期化し、通信業界全体のイノベーションに遅れが生じることで、国民の利益につながらないことから、工事（開発）着手に影響を与えない手続きとしていただきたいと考えます。具体的には、以下3点については、届出の対象外としていただきたいと考えます。</p> <p>① 接続要望事業者を実質的に制約せず、既製品で接続可能な方法があると見込まれ、かつ当該機能を利用するための既存の接続条件が著しく不利益な変更とならない機能</p> <p>② 既に他事業者が提供している等、新奇性がなく公知の技術を用いて提供される機能</p> <p>③ 事業者間で事前に刷り合わせを行うもの</p> <p>・ 以上を踏まえ、接続を前提として開発された装置であるルータ等は、円滑な接続に支障が生じるような問題はこれまで発生しておらず、上述の①、②に該当するため、届出の対象外としていただきたいと考えます。</p> <p>【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>・ 過去、NGN において、「優先パケット識別機能」及び「優先パケットルーティング伝送機能」のアンバンドルにあたって、要望事業者への情報開示に課題があったこと等により、NTT 東・西と要望事業者による協議が長期化するなど、円滑な接続に支障が生じた事例があったこと等から、「固定電話網の円滑な移行の在り方一次答申～移行後の I P 網のあるべき姿～」（平成 29 年 3 月 28 日付け）において、「ルータ、SIP サーバ等の設備についても『網機能提供計画』の届出対象に追加して、ルータ、SIP サーバ等の設備の機能の変更又は追加に関する計画が公表される必要がある」との具体的な方向性が示されました。</p> <p>・ したがって、既製品のルータ、SIP サーバ等を用いてさえいけば円滑な接続に支障がないという訳ではなく、NGNにおいても、他事業者からの意見受付期間を設ける等、情報開示等に係る接続ルールを改善することで、円滑な接続を確保していく必要があります。</p> <p>・ なお、円滑な接続に支障が生ずるおそれがないものとして総務大臣の承認を受けた場合は、工事開始日を短縮することが可能となる等の措置が講じられていることから、早期の工事着手によるタイムリーな「網機能」の提供も可能だと考えます。</p>

以上

## 再意見書

平成 30 年 12 月 13 日

総務省総合通信基盤局  
料金サービス課 御中

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんばし

住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号

(ふりがな) かぶしがいしゃ

氏 名 ソフトバンク株式会社

だいひょうとりしまりやく しやちようしつこうやくいん けん けん  
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮内 謙

電話番号

電子メールアドレス

「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案等」に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

このたびは、再意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり、弊社の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

該当箇所	意見提出者	提出された意見	再意見
電気通信事業法施行規則 第二十四条	東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接続を前提としないネットワークが構築されると、網改造のための多大な時間・費用を要すること等から、円滑な接続に支障が生じないよう、「網機能提供計画」制度が創設されましたが、当社はこれまでも情報開示や要望事業者への適正な費用負担を前提とした機能追加等の取組みを行ってきたところであり、今後も同様の対応を実施していく考えです。</li> <li>・ 仮に円滑な接続に支障が生じない網機能まで届出対象とした場合、新たな網機能の開発期間が長期化し、通信業界全体のイノベーションに遅れが生じることで、国民の利益につながらないことから、工事（開発）着手に影響を与えない手続きとしていただきたいと考えます。               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 接続要望事業者を実質的に制約せず、既製品で接続可能な方法があると見込まれ、かつ当該機能を利用するための既存の接続条件が著しく不利益な変更とならない機能</li> <li>② 既に他事業者が提供している等、新奇性がなく公知の技術を用いて提供される機能</li> <li>③ 事業者間で事前に刷り合わせを行うもの</li> </ul> </li> </ul>	<p>弊社がこれまで主張しているように、NGN 優先転送機能のアンバンドルに至るまでに、弊社は、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 東西殿」といいます。)との協議に 7 年もの月日を要しました。協議長期化の原因は、ルータ等に係る情報やその他技術的条件が提示されない中で NTT 東西殿から具体的要望を何度も求められたためであると考えています。</p> <p>よって、NTT 東西殿ご意見にある「ルータ等は、円滑な接続に支障が生じるような問題はこれまで発生しておらず」との理解は誤りであり、ルータ等は届出の対象外とするに当たらないと考えます。</p> <p>また、ある機能を「網機能提供計画」制度の対象外とする場合は、オープンな場での議論及び関係事業者の合意並びに制度的な手当てが前提であり、NTT 東西殿の主張されるように事前協議をしたから対象外にするというものではないと考えます。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以上を踏まえ、接続を前提として開発された装置であるルータ等は、円滑な接続に支障が生じるような問題はこれまで発生しておらず、上述の①、②に該当するため、届出の対象外としていただきたいと思います。</li> <li>・ また、上述の③を踏まえ、PSTN マイグレーションに係る事業者間意識合わせの場で議論されている機能に関して、総務大臣の承認を受けた場合、届出の対象外となることが規定（省令改正案附則第二条）されたことについて賛同いたします。なお、今後、同様に事業者間で事前に協議を行い、認識を合わせた上で実現される新たな機能についても、同様に届出の対象外としていただきたいと思います。</li> </ul>	
電気通信事業法施行規則 第二十四条の四	NGN IPoE 協議会	<p>ルータ等に関する新しい接続機能の開発着手に必要な検討を NTT 東西にて完了し、その後接続事業者等から広くあまねく意見を求め反映する期間を設けることは、その期間だけ、現行の「情報開示告示」の制度に比べ、新しい接続機能の提供開始が遅れる可能性があります。</p> <p>従って NGN を構成する全てのルータ等を一律に届出対象とせず、ルータ等が提供する機能や開発内容によっては「届出対象としない」あるいは「届出期限を 90 日前までよりも短くする」ことも検討すべきです</p>	ある機能を「網機能提供計画」制度の対象外とする場合は、オープンな場での議論及び関係事業者の合意並びに制度的な手当てが前提であると考えます。機能や開発内容により、制度の対象外とすると判断することは適当ではないと考えます。
改正案概要 P.3「現状」	NGN IPoE 協議会	「機能の追加に当たり情報開示に課題があったこと等により協議が長期化したと接続事業者から指摘（優	先述の通り、NGN 優先転送機能のアンバンドルに至るまでに、弊社は NTT 東西殿との協議に 7 年もの月日を



		<p>先パケット関係機能) という状況であり、ルータ等であっても他事業者との円滑な接続が必ずしも実現されない場合がみられる。」という点については、事業者間の協議におけるコミュニケーション上の課題であり、制度を見直し、対象範囲を拡大したとしても、解決できるものではなく、かえって、協議を開始する時期が遅れるなど、効率的なインターネット環境の発展に支障をきたすことになると考えます。</p>	<p>要しました。協議長期化の原因は、ルータ等に係る情報やその他技術的条件が提示されない中で NTT 東西殿から具体的要望を何度も求められたためであると考えています。</p> <p>NGN IPoE 協議会殿が、本件の問題点をコミュニケーション上の課題と断じている根拠は示されていないためわかりませんが、本件は情報開示に係る問題であるため、改正案の通り省令改正を行うことが適当と考えます。</p>
--	--	---	--

以上